

## 浦幌町アイヌ施策推進地域計画

### 1 アイヌ施策推進地域計画の名称

浦幌町アイヌ施策推進地域計画

### 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道十勝郡浦幌町

### 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

#### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

##### ①浦幌地域のアイヌ民族に関する記録

浦幌町は十勝川の下流に位置し、1955（昭和 30）年の旧大津村の再編によって町域へ編入された直別、厚内、十勝太などの太平洋沿岸域を中心に、アイヌ民族の居住がみられた。世界史的には1643（寛永 20）年、天候悪化で僚船からはぐれて十勝沖で漂泊したオランダ船カストリクム号が、少年 1 人をつれたアイヌの男性 2 名と遭遇している記録が、船長だったフリースによる『日本北東航海旅行記』に記述されている。考古学的には、川沿いの見晴らしの良い高台を中心にチャシ跡がいくつも残されており、擦文時代の遺跡と合わせ、一帯が先史時代から中近世にかけて、先住民族の居住地域であったことを示している。

##### ②浦幌地域のアイヌ民族の近現代史と現状

明治時代に入り、開拓使が川でのサケ漁を禁じたことを契機として、それまでの伝統的な生活からの転換を余儀なくされたアイヌ民族は、農畜産業や水産業などに従事しながら今日まで細々とその伝統を受け継いできた。愛牛地区で十勝川の旅来渡船の渡船守を務めていたアイヌ民族の長濱清蔵氏に関する民具資料数点は現在浦幌町立博物館に収蔵されており、近年、研究者によりその語りが活字化もされている。現在では、漁港の整備された厚内地区で水産業を営む人々を中心に、ラポロアイヌネイション（旧浦幌アイヌ協会）が組織され、伝統的な工芸技術の習得、イチャルパやアシリチェブノミなどの祭祀の実施など、アイヌ文化の継承に努めている。

##### ③遺骨返還運動とその記憶の継承

1934（昭和 9）年には、旧北海道帝国大学の研究者により、人類学研究の材料として、十勝川沿いの愛牛地区にあった墓地から 80 点近い遺骨が持ち出され、永く大学に保管されてきた。東京大学、札幌医科大学にも研究用のアイヌ遺骨が保管されていたが、これらの遺骨に対する返還運動が、元浦幌町議会議員で旧浦幌アイヌ協会会長であった差間正樹氏を中心に取り組み、2017 年以降、遺骨の返還と町営墓地の再埋葬を実現した。また、このとき、日本の博物館として初めて、埋蔵文化財の発掘調査によって得られた 1 体の遺骨の返還と再埋葬も実施されている。さらに、大学から返還された遺骨の副葬品は一括して浦幌町立博物館へ寄贈され、常設展示室での保存公開を実施している。

##### ④浦幌のアイヌ民族の歴史と文化に関する現代の取り組み

浦幌町十勝太出身の上西晴治は、大学による遺骨持ち去りをはじめ、近現代のアイヌ

民族が受けて来た差別や苦しみをテーマに多くの文学作品を発表し、伊藤整文学賞や北海道新聞文学賞などを受賞している、北海道を代表するアイヌ文学者である。浦幌町立図書館では、上西のコーナーを作って地元ゆかりの作家として周知をおこなっているほか、生誕 100 年を迎えた現在、上西文学に関する企画展の開催が浦幌町立博物館で計画されている。

ラポロアイヌネイションは、先住民族の権利獲得のために先頭になって復権運動に取り組んでおり、2024（令和 6）年には「先住権としての川でサケを獲る権利」をテーマとした国際シンポジウムを町内で開催した。こうした取り組みは、先住民族の抱える現代的課題に関心を持つ研究者や学生の関心と呼び、近年では卒業論文や修士論文のテーマとして扱われるケースもみられるようになった。さまざまな学生が調査研究のために町を訪れており、浦幌はアイヌ民族に対する社会学、文化人類学研究のフィールドとして確立しつつある。

今日の浦幌町は、従来の伝統的なアイヌ文化の継承とともに、現代アートと融合した形での文化発信に関心を寄せる若者たちの活躍の場ともなっている。2024（令和 6）年より、毎年 8 月末には十勝太地区において、若手アイヌ音楽グループ「nincup（ニンチュブ）」のメンバーと地元の若者によって組織される実行委員会により音楽祭が開催されている。

#### ⑤総括と課題

返還後に博物館へ寄贈された副葬品の公開にあたっては、毎年春のラポロアイヌネイション総会において、教育委員会とラポロアイヌネイションとの間で協議をおこない、ラポロアイヌネイション会長と浦幌町教育委員会教育長との間で合意書を取り交わして、合意書とともに展示する方法をとっている。地域のアイヌ団体と教育行政が連携して、歴史や伝統の継承に努めている事例である。町の再生エネルギーの導入にあたってのゾーニングでは、環境団体のほか、地域のアイヌ関係者の意向を反映するために、ラポロアイヌネイションからも代表が出席して意見を聞くなどしている。アイヌ施策振興地域計画の策定に向けて、町長を交え、ラポロアイヌネイションと行政の担当課が一堂に会して、率直な意見交換や合同視察が取り組まれた。このように、アイヌ遺骨返還運動をきっかけとして、浦幌町では、行政とアイヌ団体との間で徐々に対話や連携がはかれるようになった。

そのいっぽうで、地域住民のアイヌ史やアイヌ文化理解についてはまだ広く浸透しているとは言えない。『浦幌町史』におけるアイヌ民族に関する言及の少なさや町内に残る「開基」表現の見直しなどは進んでおらず、町政におけるアイヌ施策についても、福祉分野における生活館の設置運営や生活相談員の配置などにとどまり、振興に向けた政策領域を横断した検討が為されていない。また、地域のアイヌ史やアイヌ文化への理解を深めるための社会教育や、学校教育との連携などもほとんど実施されていない。

浦幌町は、アイヌ民族を中心とする先住民族に関する社会的な関心の対象として全国的に知られるようになってきている反面、地域住民に、地域のアイヌ民族の存在や文化について理解を深めてもらうための取り組みは近年になってようやく始まってきたと言える。

※アイヌ関連団体

- ・ラポロアイヌネイション（設立：昭和 45 年 4 月、代表者：丹野るみか、会員数：12 人）

※アイヌ文化等関連施設

- ・浦幌町浜厚内生活館

所在：十勝郡浦幌町字チプネオコッペ

現況：昭和 57 年 11 月建設。イチャルパをはじめとしたアイヌ文化の伝承活動の拠点となっている。

- ・浦幌町立博物館

所在：十勝郡浦幌町字桜町 16-1

現況：平成 11 年 12 月開館（昭和 44 年開館の浦幌町郷土博物館を継承）。白糠丘陵一帯の歴史と自然と文化に関する資料を展示するなかで、アイヌ文化の民具、チャシ跡からの出土品、遺骨変化を受けた際の副葬品やイチャルパのようすなどを展示している。

## (2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ施策推進法は、「先住民族アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会を実現し、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会とすること」を目標としている。本地域計画は、浦幌町において、この目標を達成するために、段階的に環境の整備や教育の推進を行うものである。

- ① 町のアイヌ施策を効果的に推進するための有識者会議を実施し、各種事業の実施や今後の町の施策に反映させる。地域の歴史として後世へ語り継いでいくため、町史や展示の記述の見直しをはかるとともに、先住民族の歴史や文化に関する役場職員をはじめとした関係職員の研修の場を設置する。
- ② アイヌ民族の先住性や文化の独自性についての調査・研究を推進し、次世代を担う子どもたちを含め、先住民族の歴史・文化に関する学びの機会を充実する。アイヌ民族が過去の歴史の存在ではなく、伝統的で独自の歴史文化を継承しながら、現在も共に浦幌の地で生きる存在であることを自然な感覚として持てるような住民を育む。
- ③ アイヌの歴史を語り継ぎ、伝統的なアイヌ文化を継承・発信する取り組みとともに、新たな芸術文化活動のテーマとして発信する若者たちの活躍の場を整備し、現代に生きるアイヌ文化の創造の場の提供と、地域からの発信に取り組む。
- ④ 現代のアイヌ民族の姿を発信を行うとともに、先住民族の抱える現代的課題を学び研究するフィールドとして地域を位置付け、研究者や大学生、中高生などを積極的に誘致して、学術の振興と成果の蓄積と還元をはかる。
- ⑤ 地域のアイヌ文化の担い手であるアイヌ民族自身が、自らの歴史や文化を理解し次世代へ継承できるようになるため、アイヌ文化の伝承活動に必要な環境整備やアイヌ民族向けの研修事業等を行う。

(3) 数値目標

事業	4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業
	アイヌ史・アイヌ文化伝承活動支援事業	アイヌ史・アイヌ文化学習推進事業		
KPI	① 修復資料点数（延べ数） ② 博物館への来館者数	① 研修会等の参加人数	② 博物館講座参加者数 ③ 学生・研究者受入件数	① 企画展示来場者数 ② 音楽イベント来場者数
令和7年度 (基準年度)	①20点 ②5000人/年間	①-人 /年間	①200人/年間 ②4名/年間	①100人/年間 ②100人/年間
令和8年度	①26点 ②5000人/年間	①30人 /年間	①200人/年間 ②-名/年間	①150人/年間 ②100人/年間
令和9年度	①36点 ②6000人/年間	①60人 /年間	①250人/年間 ②2名/年間	①220人/年間 ②110人/年間
令和10年度 (中間目標)	①46点 ②6500人/年間	①70人 /年間	①300人/年間 ②3名/年間	①240人/年間 ②120人/年間
令和11年度	①60点 ②7000人/年間	①60人 /年間	①400人/年間 ②4名/年間	①260人/年間 ②130人/年間
令和12年度 (最終目標)	①70点 ②8000人/年間	①100人 /年間	①500人/年間 ②5名/年間	①280人/年間 ②140人/年間

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

###### ■アイヌ史・アイヌ文化伝承活動支援事業

- ・かつて浦幌など十勝川下流域一帯に居住していたアイヌのコタンの分布、生活実態、文化・風習等についての調査及び資料の収集調査を実施し、今後実施する文化伝承活動や町のアイヌ施策への活用をはかる。・・・地域計画目標①、④
- ・町のアイヌ施策を効果的に推進するための有識者会議を実施し、有識者からの助言を事業実施や今後の町のアイヌ施策に資する。・・・地域計画目標①
- ・博物館やラポロアイヌネイションなど地域において継承されている伝統的な民具や遺骨返還に伴い大学から返還された副葬品などを次世代へ継承するため、修復を含めた適切な保存環境の整備を行うとともに、展示公開や各種事業での活用をはかる。・・・地域計画目標③

###### ■アイヌ史・アイヌ文化学習推進事業

- ・地域のアイヌ文化の担い手であるアイヌ民族自身が、自らの歴史や文化を正しく理解し次世代へ継承できるようになるため、アイヌ文化の伝承活動に必要な環境整備やアイヌ民族向けの研修事業等を行う。これらには、役場職員等希望する者も適宜参加できるようにする。・・・地域計画目標②

##### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

###### ■アイヌ史・アイヌ文化普及啓発事業

- ・浦幌や十勝のアイヌの歴史や文化の普及啓発のため、博物館講座をはじめとした社会教育事業を通じ、子どもたちを含む地域の人々へのアイヌ史・アイヌ文化教育を推進すると共に、学校教育との連携について検討する。あわせて、アイヌの歴史と文化に関して理解し、行政職員として施策を担える人材を育成するための役場職員の研修や生活相談員研修の機会をつくる。地域計画目標①②
- ・全国から積極的に大学生や研究者などを誘致するための研究助成金制度創設の検討も含めて、先住民族と社会に関する現代的課題を学び、研究できるフィールドとして地域を位置付け、博物館や図書館を拠点に研究発表会を開催するなどして成果を地域へ還元するとともに、研究成果の蓄積と共有をはかる。・・・地域計画目標④

##### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

###### ■アイヌ史・アイヌ文化情報発信事業

- ・アイヌ文化の情報発信のため、町立博物館において、アイヌ文化に関する展示を常設するとともに、随時企画展や関連講座を開催し、さまざまな機関と連携して、浦幌のアイヌ文化を国内外へ発信する。
- ・伝統的なアイヌ文化の発信とともに、新たな芸術文化活動のテーマとして発信する若者たちと連携して、音楽イベントを開催する。・・・地域計画目標③

## 5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和13年3月31日まで

## 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

### (1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和8年度～令和12年度

事業費：4,800千円

### (2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和8年度～令和12年度

事業費：5,000千円

## 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

### (1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4-3に記載する事業は、アイヌの歴史と文化を広く発信することで、町内外の人々の情報を様々な年齢層へ向けて発信することで、町民が日常的にアイヌ文化に触れその理解を深めることで、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

### (2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、浦幌町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

### (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

### ■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、教育委員会を中心に地域のアイヌ団体であるラポロアイ

ヌネイション、すでに地域でアイヌ音楽イベントを開催した実績のある nincup とともに実施していくものであり、妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、教育委員会において特定もしくは想定をしている事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、ラポロアイヌネイション等、地域のアイヌの人々をはじめとした地域住民と外部有識者から意見を聞いているが、反対意見は無かった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

各事業に設定しているKPIについて、実績値を公表する。また目標の達成状況等について外部有識者等による検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表する。

9. 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項  
該当なし

10. 内水面さけ採捕事業を実施する機関、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項  
該当なし